

一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会バナー規程

2014年4月9日 制定

第1条（総則）

広告を掲載依頼する企業及び団体（以下甲という）と一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会（以下乙という）とは、本規程に基づき、お互い誠意ある関係をもつ。

第2条（規程の有効性）

甲は、掲載サイトとなることを希望する際、本規程を承諾することを確認後、申し込むことができる。甲及び乙は、甲の掲載サイト申し込みがあった時点で、本規程が有効であることを確認する。

第3条（広告配信の拒否）

甲が掲載を申し込んだサイトが下記に該当する等、掲載サイトとしてふさわしくないと乙が判断した場合、乙は広告掲載を承諾しないことがある。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 社会秩序を乱すような表現、暴力・賭博関連、性的描写・不快感を与えるような恐れのあるもの。
3. 著作権などの知的所有権を侵害しているもの。
4. 違法な内容を含むもの。
5. パスワードなどにより、一般に公開されていないもの。
6. 公序良俗に反するもの。
7. 乙に不利益をもたらす恐れのあるもの。
8. その他、乙が広告掲載に不適切だと判断したもの。

第4条（バナー広告の改変）

甲は、乙の配布した広告表示用の HTML コードを改変してはならない。但し、乙が別途改変許可を規定している時、あるいは、甲が乙に許可を得た時は、その限りでない。

第5条（バナー広告の掲載）

広告の掲載場所については乙が指定するものとする。

第6条（広告掲載停止の権利）

甲が本規程及び条件に違反した場合、乙は、事前に通告することなく、広告掲載を停止することができる。

第7条（免責事項）

乙は、乙のサービスに関して発生した甲の損害について、一切の賠償の責を負わない。

第8条（規程の変更）

乙は、甲の事前の承諾なしに、変更を行なうことができるものとする。変更後の規程も、甲と乙の間は一切の關係に適用されるものとする。

第9条（規程の有効期間）

本規程は、甲が乙の配信する広告を表示する限り、有効であるものとする。

第10条（登録内容の変更）

甲は、広告掲載サイトの登録内容に変更があった場合、直ちに変更内容を乙に連絡しなければならない。

第11条（準拠法）

本規程は、日本国の諸法令に準拠するものとする。

附則（甲に該当する団体）

本学会学術集会、関連する日本形成外科学会、日本矯正歯科学会、日本口蓋裂学会、日本眼瞼義眼床手術学会、日本創傷外科学会、日本頭頸部外科学会、日本頭頸部癌学会、日本美容外科学会、日本形成外科手術手技学会、Craniosynostosis 研究会、日本マイクロサージャリー学会、日本シミュレーション外科学会、日中形成外科学会、日韓形成外科学会の各年次学術集会、およびこれらの学会に直接関連する国際学会についてはバナー広告を無料で申し込むことができる。

その他、全国的な学会および研究会で、本会代議員が年次学術集会を主催する団体の責任者である場合は、規定の料金にてバナー広告を申し込むことができる。

原稿規程

1. ファイル形式：JPG、PNG、GIF のいずれかを作成。
2. バナーサイズ：左右 220pix × 天地 50pix（上記無料で申し込むことのできる、学術集会および左記以外のサイズをご希望の場合は、別途ご相談ください）
3. ファイルサイズ：10KB（10,240 バイト）未満厳守
4. アンダーテキストは設定できません。

※掲載料：年単位料金 50,000 円／年
月単位料金 5,000 円／月

申込み

申込書に必要事項を記入の上、メールまたはファックスにてお申し込みください。

E-mail : tougai@shunkosha.com

申込先 一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会 行 FAX: 03-5291-2176

年 月 日

一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会
インターネット 広告申込書

申込みバナー数 点

以上の通り、ホームページへの広告掲載を申し込みます。

御社社名又は団体名

住所

部署名

ご担当者名

TEL

FAX

E-mail

希望リンク先 URL

掲載期間

月

日

より

ヶ月

【申込先】

一般社団法人 日本頭蓋顎顔面外科学会

〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目4番地12号 新宿ラムダックスビル

TEL : 03-5291-6231 FAX : 03-5291-2176

E-mail : tougai@shunkosha.com